

第1節 自律型行財政運営に基づくまちづくり

第1項 効率的な行財政運営を推進する

1 行財政

目 標

- 吉田町行政改革大綱の具現化を図ります。
- 行政評価システムなどの調査・研究を進め、行財政運営の高質化を目指します。
- 健全財政の維持に努めます。

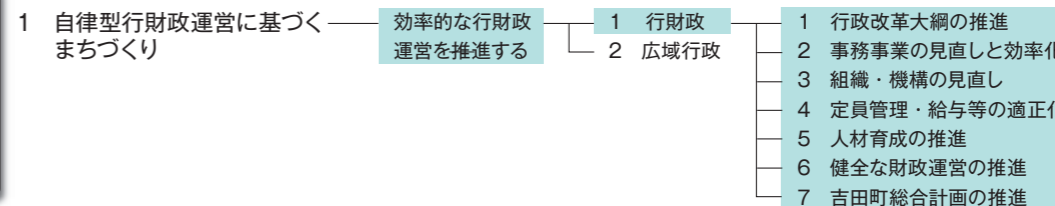
現 状

- わが国の借金残高は、2005年6月末現在795兆円と過去最高に達し、小さな政府のもとに無駄を排除した効率的な行財政運営が不可欠となっています。また、都道府県や市町村においても不断の行財政改革が求められています。
- 国の三位一体の改革は、国庫補助負担金の削減、地方交付税制度の改革、地方への税源移譲を一体的に行おうとするものでありますが、市町村の財政事情は今後さらに厳しさを増すものと予想されます。
- 地方分権などの社会環境の変化に対応し、増大する行政需要に的確に答えていくために、財源の確保と長期的な視野に基づいた計画的な財政運営が求められています。
- 本町は、行政改革大綱のもとに改革を進めており、歳入に見合った行財政運営を推進しています。
- 本町は、平成16年度から事務事業のゼロベースの検証を行いながら行財政改革に取り組んでいます。

課 題

- 住民ニーズや時代の変化に柔軟に対応できる行財政システムづくりをさらに進め、これらを通して職員の意識改革・資質向上を図ることが必要です。
- 行政サービスの提供に当たり、真に必要なもの、住民が望むものが何であるかを把握し、固定的な行政サービスを改める姿勢が必要です。
- 事務事業の効率化を図るため、事業の優先順位とバランスなどを考慮し、限られた財源の中で効率的・重点的配分を行うことが必要です。
- 公共施設の合理的な維持管理について、指定管理者制度の導入等を踏まえて、検討・研究することが必要です。
- 人事評価制度（仕事の成果とそのプロセスを評価するもので、個人の持つ能力をどれだけ発揮したかを評価するもの）を整備するとともに、職員の意識を改革することが必要です。
- サービスの向上や合理化・効率化のための民間活力の導入を検討することが必要です。

施策体系



施策の方向

1 行政改革大綱の推進

- (1) 吉田町行政改革大綱及び実施計画を推進します。

2 事務事業の見直しと効率化

- (1) 「行財政構造改革推進方針」の取り組みや事務事業の見直しなど、危機意識と改革意欲を持ち、PDCA（計画・実施・検証・見直し）サイクルに基づいた不断の点検を行うとともに、「行政評価システム」の構築など、効率的・効果的な行財政構造改革を推進します。
- (2) 公共施設・設備の集中管理の利点や費用対効果について検討するとともに、指定管理者制度の趣旨を踏まえた施設管理を推進します。

3 組織・機構の見直し

- (1) 社会経済情勢や対応すべき課題の変化に応じて柔軟に組織・機構を見直し、簡素で効率的な組織の形成に努めます。
- (2) 業務効率・財政効果・住民サービスの維持向上等の観点から総合的・効果的に行政組織・機構の見直しを検討します。

4 定員管理・給与等の適正化

- (1) 職員の適正な人事配置を進め、公務効率を高めることによって、住民サービスの向上に努めます。
- (2) 「自己申告制度」や「評価制度」などを駆使し、職員が自らの資質を高める努力を継続する環境づくりに努めます。

5 人材育成の推進

- (1) 政策立案能力や問題解決能力など、職員に求められる能力の向上を目指して、効果的な研修を行うための「人材育成基本計画」を策定し、職員研修の充実を図ります。
- (2) 組織の中心的役割を担う職員の研修を充実させ、これを核として全体のレベルアップを図るとともに、地方分権に対応した専門分野の充実を図るための専門研修に職員を派遣します。
- (3) 住民との協働の意識を持ち、職員倫理を遵守した地方分権型社会に対応できる人材を育成します。





施策の方向

6 健全な財政運営の推進

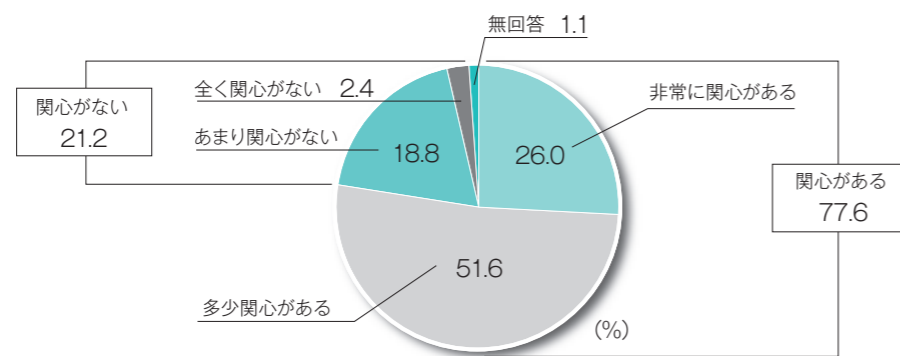
- 後年度負担抑止の観点を重視しつつ、精度の高い歳入見込額の推計をするとともに、効果的な歳出に努め、健全で安定した財政運営を進めます。
- 課税客体の正確な把握と収納率の向上により、町税の確保に努めます。
- 適切な土地評価を行うため、路線データの見直し、画地の異動処理、個々の画地への所要の補正について導入を進めます。
- 受益と負担の関係を明確にし、使用料や手数料などの受益者負担の適正化に努めます。
- 遊休公有地の貸付や売却などを検討し、公有地の有効活用を進めます。
- 補助金については、社会経済情勢の変化等に応じて、存続する意義の薄れたもの、補助効果が乏しいものなどの廃止や縮減を図るとともに、補助金の新設に当たっては、目的を精査するとともに、終期を設定します。

7 吉田町総合計画の推進

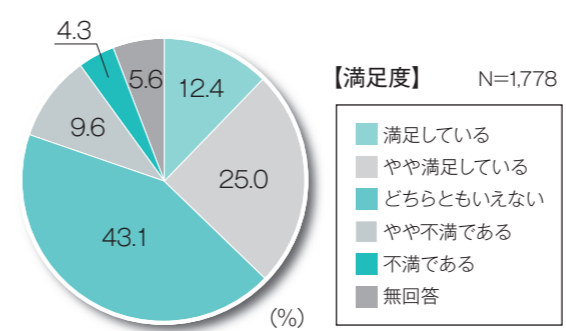
- 総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、吉田町総合計画の基本構想に掲げたまちづくりの基本理念及び将来都市像の具現化を目指します。

主要事業名
行政改革大綱推進事業
固定資産税評価整備事業
吉田町総合計画策定事業

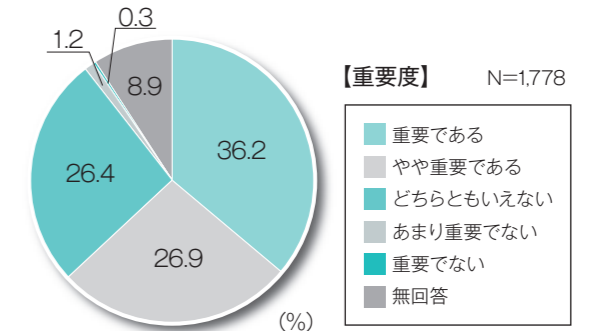
■行政への関心は【まちづくりのアンケートから】



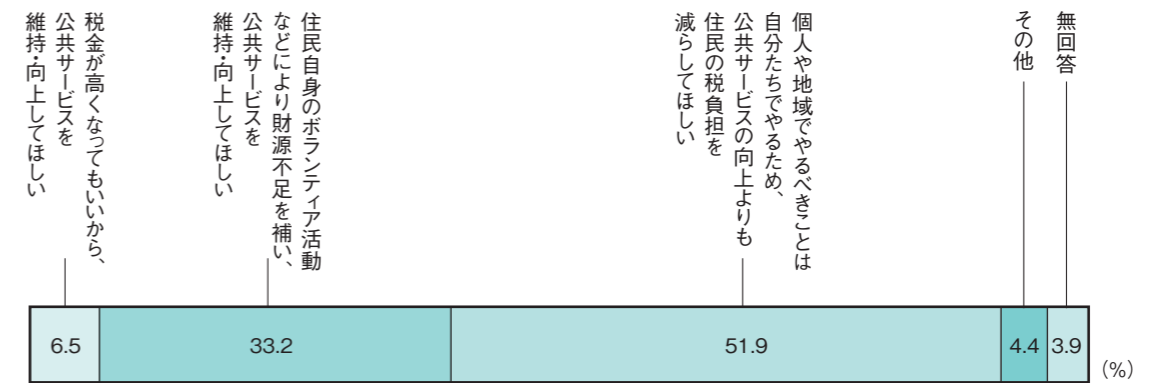
■全体的な行政運営の評価【まちづくりのアンケートから】



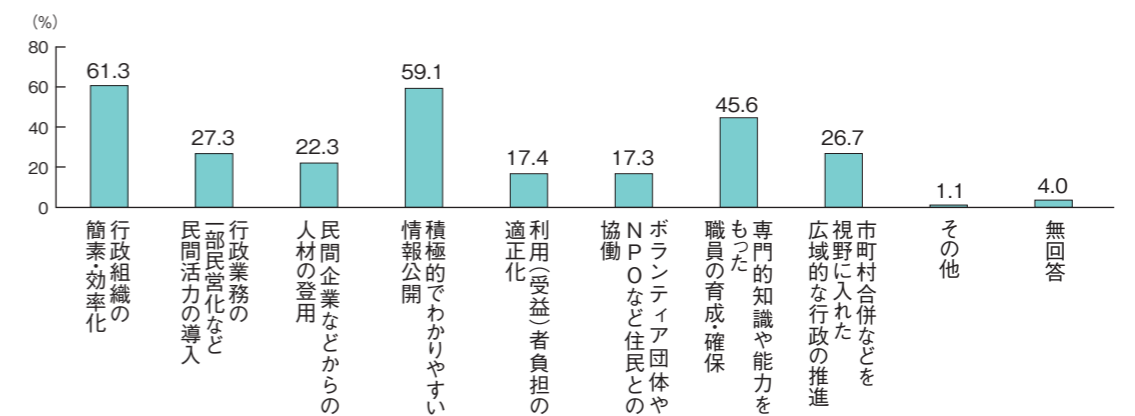
■全体的な行政運営の評価【まちづくりのアンケートから】



■今後の公共サービスのあり方について【まちづくりのアンケートから】



■地方分権・行財政改革に対し、町が重点的に取り組むことは（複数回答）【まちづくりのアンケートから】



第1項 効率的な行財政運営を推進する

2 広域行政

目 標

- ・「吉田町牧之原市広域施設組合」の設立趣旨に立ち、社会環境の変化に対応した広域サービスシステムの充実を図る一方、現在の事務・事業・施設の改善を促進します。
- ・各市町の自主性を尊重しながら、広域的な連携を図ることにより、圏域の一体的な発展を目指します。

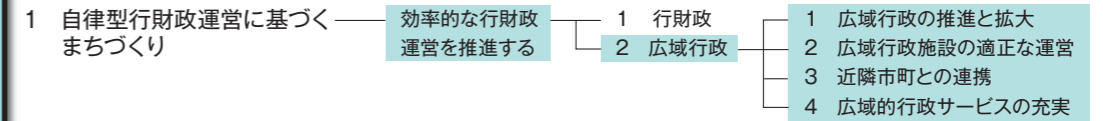
現 状

- ・住民の生活様式の変化や価値観の多様化により行政に対するニーズも高度化し、広域的な視点からの連携・調整による行政運営が求められてきています。
- ・「吉田町牧之原市広域施設組合」において、消防・救急・環境衛生・学校給食などの面で広域行政を進めています。
- ・不燃物処理や移動図書館事業を行ってきた島田・榛原地区広域市町村圏組合は、平成17年3月に解散しました。解散後は、島田・榛原地区広域市町村圏協議会として広域市町の計画策定等の事務を引き続き行っています。
- ・本町の周辺では、市町村合併により平成16年4月に御前崎市、平成17年5月に島田市、平成17年9月に川根本町、平成17年10月に牧之原市が誕生しています。

課 題

- ・近隣市町との緊密な協力関係の確立を図り、本町のみでは解決できない課題の解決を図ることが必要です。
- ・近隣市町の合併など、周辺の状況の変化に対応するため、広域で担うべき事務・事業について、関連市町との検討・調整が必要です。
- ・広域行政施設の整備について、コスト意識を追究しながら設置を検討していくとともに、指定管理者制度などを活用し、効率的な運営を推進することが必要です。
- ・住民生活や活動の広域的な利便性を高める広域行政施設の適切な運営管理を推進し、住民のニーズに即した広域サービスを提供することが必要です。

施策体系



施 策 の 方 向

1 広域行政の推進と拡大

- (1) 広域で担うべき事務・事業については、関連市町と綿密な検討を重ね、効率的に実施します。

2 広域行政施設の適正な運営

- (1) 広域行政施設について、関係市町との連携を密にして、コスト意識を追求しながら整備を検討していくとともに、指定管理者制度などを活用し、効率的な運営を推進します。

3 近隣市町との連携

- (1) 近隣市町との緊密な協力関係の確立を図り、本町のみでは解決できない課題の解決を図ります。
- (2) 近隣市町との連携・交流を積極的に行い、広い視野を持った行政運営に努めます。
- (3) 地方分権型社会の到来により、社会経済情勢の変化を見据え、様々な視点から合併問題に対する調査・研究を推進します。

4 広域的行政サービスの充実

- (1) 住民生活や活動の広域的な利便性を高めるために、公共施設の共同利用や共同管理、広報紙への情報の相互掲載などを行い、効率的な施設の運営・管理に努めます。



第2節 住民との協働によるまちづくり

第1項 住民に開かれた行政を推進する

1 高度情報化

目 標

- ・ 情報化社会の進展に対応した情報システムの構築に努めます。
- ・ 誰もが簡単に情報を得ることのできる通信技術の充実に努めます。
- ・ 住民が情報を積極的に活用できるよう、高度情報化に対応できる人材を育成します。

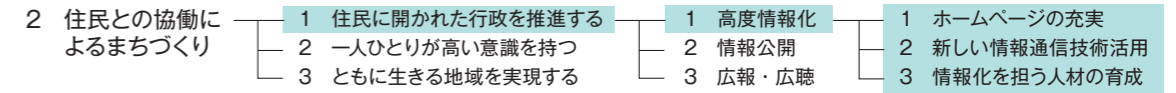
現 状

- ・ 国のIT戦略本部では、2004年7月に「e-Japan戦略II」を決定し、ITの基盤整備から利活用への進化を目指しています。
- ・ 高度情報化社会の急速な進展に伴い、新しい電子技術を利用した媒体や通信環境が整備され、電子申請・電子図書・テレビ電話・遠隔医療などの利用が拡大され普及することが予測されます。
- ・ 高度情報化に伴い情報セキュリティ対策の重要性が高まり、職員にも専門的な知識が求められてきました。
- ・ 高度情報化を推進していくためには、誰もが情報通信機器が使える環境を整えることが課題となります。
- ・ 本町では、ユニバーサルデザインを考慮した誰もがわかりやすく利用しやすい町のホームページを目指して、平成18年2月にリニューアルしました。

課 題

- ・ 町のホームページを活用して、住民に新しい情報を提供することが必要です。
- ・ 年齢、障害の有無に関係なく、誰もが使いやすいユニバーサルデザインに配慮した町のホームページが必要です。
- ・ インターネット上から様々な手続きのできる電子申請システムの導入に向けての取り組みが必要です。
- ・ 出先機関・学校・医療機関等との高速通信ネットワーク接続について検討が必要です。
- ・ 市内ネットワーク(LAN)に係る機器が整備されたため、さらに現状よりも事務の効率化が図れるよう、有効な利用方法を検討していくことが必要です。
- ・ 高度情報化社会に対応できる職員の人材育成が必要です。
- ・ 個人情報の保護、災害や事故時の情報管理体制の確立が必要です。
- ・ インターネット利用環境の格差の解消について検討が必要です。

施策体系



施 策 の 方 向

1 ホームページの充実

- (1) ユニバーサルデザインを考慮した誰もがわかりやすく利用しやすい町のホームページを作成し、防災情報など即時性のある情報を提供するように努めます。
- (2) 公開・提供できる情報をホームページに集積し、行政情報の提供体制の確立に努めます。
- (3) ホームページを活用した住民との双方向による情報の提供・収集について積極的に検討します。

【関連「3 多様な情報媒体の活用」(P209)】

3 情報化を担う人材の育成

- (1) 住民が積極的かつ有効に情報を活用できるよう、新しい情報通信手段の体験と活用のための入門講座等を開催し、情報提供やコミュニケーション手段としての活用方法の周知に努めます。
- (2) 高度情報化に対応する職員の育成に努め、情報技術に関する知識の向上を図ります。

主 要 事 業 名

行政情報ネットワーク化推進事業

2 新しい情報通信技術活用

- (1) 「いつでも・どこでも・何でも・誰でも」簡単にネットワークにつながる「ユビキタスネット社会」の実現に向けて、環境整備を検討し、情報通信基盤の地域格差の解消に努めます。
- (2) 庁内外の高度情報化施策を積極的に推進し、事務の効率化や住民に対する行政サービスの一層の向上を図ります。
- (3) 電子申請システムを導入し、インターネットにより様々な行政手続が行える体制を整え、利用者の利便を図ります。
- (4) 住民基本台帳カードの普及を促進するため、カードの公的個人認証機能以外の行政サービスの提供について検討します。

第1項 住民に開かれた行政を推進する

2 情報公開

目標

- 住民ニーズに合った適切な情報公開に努めます。
- 個人情報やプライバシーに配慮した、適正な情報の管理体制を推進します。

現状

- 全国的に行政が保有している情報や事業など、町の取り組みを積極的に開示する情報公開制度が導入され始め、本町では平成12年12月22日に「吉田町情報公開条例」を制定し、町民の知る権利を確保した町民のためのまちづくりを進めています。
- 本町では、「情報コーナー」を設置し、公文書を公開しています。
- 平成15年5月30日に「個人情報保護法」が制定され、個人を特定できる情報の管理体制の強化が求められているとともに、より厳格な情報管理が求められています。
- 本町では、平成16年3月25日に「吉田町個人情報保護条例」を制定し、プライバシーの保護に努めています。

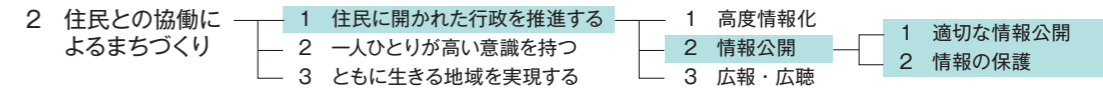
課題

- 情報公開を行う際は、個人情報保護やプライバシーの保護のほか、情報セキュリティ対策の充実が必要です。
- 施策展開に関する情報、財政事情、給与情報など、公開する行政情報を拡充するとともに住民に対して分かりやすくし、町のホームページに掲載する情報量を増やすことが必要です。
- 「情報コーナー」で公開する情報の内容を高度化し、より専門的な情報を紙ベースと町のホームページで提供できるようにすることが必要です。



情報コーナー

施策体系



施策の方向

1 適切な情報公開

- (1) 公開する行政情報の拡充と情報提供手段の多様化を図り、町政に関心を抱く住民の要求を十分に満たす環境を整備する一方、個人情報などの非開示情報の適正な管理を徹底します。

2 情報の保護

- (1) 「個人情報保護条例」の適正な執行を行い、町が保有する個人の情報を保護し、もって住民の基本的な人権の擁護を図ります。
- (2) 安定して作動する情報環境を維持するため、災害や事故から電子情報や情報処理システムを保護し、管理体制の確立と安全対策の充実に努めます。



第1項 住民に開かれた行政を推進する

3 広報・広聴

目 標

- 住民のニーズに沿ったタイムリーな情報提供と多様な手段による情報交流を通じて、広報・広聴活動の充実を図ります。

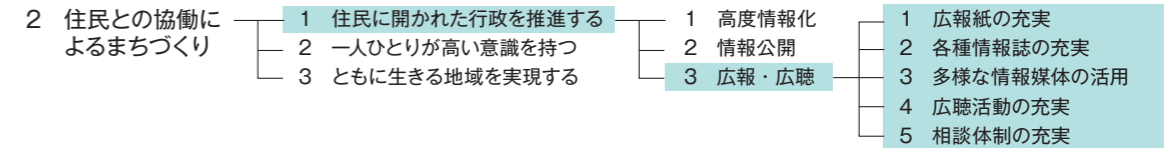
現 状

- 町が実施している様々な施策や事業を紹介し、町政への関心を高める「広報活動」と、町政への意見や要望を聴く「広聴活動」は、住民との協働によるまちづくりを進める上で重要な役割を担っています。
- 広報活動としては、「広報よしだ」による毎月の情報提供が主となっており、その時々にあった話題や、現在進めている事業などについて、分かりやすく情報を提供しています。
- 広聴活動としては、各種計画策定時に実施するアンケート調査や住民を交えた会議のほか、平成15年度から実施している「町長のふれあい相談」、「どこでも訪問しますDAY」などを通じて、町長との対話機会も確保しています。
- 住民が求める情報・住民が必要な情報・住民が関心を示す情報を確実に伝えるため、広報紙やホームページなどを通じて行政情報を提供しています。

課 題

- 「広報よしだ」をはじめとした各種情報誌により、分かりやすい情報を提供するとともに、住民ニーズにあった内容の提供を進めることが必要です。
- ホームページなどを活用し、迅速できめ細やかな情報の提供を行うほか、住民と行政との双方向の情報伝達手段を確立することが必要です。
- 広聴活動として行っている相談活動について、よりきめ細かな対応を図れるように努めていくことが必要です。
- 広報・広聴の二つの側面から、町ホームページや電子メールの活用を進めることが必要です。
- 「どこでも訪問しますDAY」を様々な年齢層の人たちに希望していただけるようなPR活動に努めることが必要です。
- 住民の生活に密着した行政運営のため、広報・広聴活動を一層充実・強化し、住民と行政がよりよい信頼関係をつくり出し、行政や地域の情報を適正に共有することが必要です。

施策体系



施 策 の 方 向

1 広報紙の充実

- (1) 「住民が求める情報」、「住民が必要な情報」、「住民が関心を示す情報」を確実に伝える鋭い感覚を持った広報を行うとともに、住民に親しまれる広報づくりに努めます。
- (2) 広報紙への掲載内容は、お知らせや施策の解説などにとどまらず、住民と行政との協働社会を構築するための視点啓発や問題などを提起し、住民と行政のコミュニケーションの場となるような紙面づくりに努めます。

2 各種情報誌の充実

- (1) 住民のニーズに対応するよう、要覧や統計資料などの情報誌の充実を努めます。

3 多様な情報媒体の活用

- (1) 町のホームページなどを活用し、迅速できめ細かな情報の提供と住民と行政双方向的な情報伝達手段としての利用拡充に努めます。  
【関連「1 ホームページの充実」(P205)】

4 広聴活動の充実

- (1) 住民と行政との対話を通じて施策が構築されるよう、質の高い広聴活動の展開に努めます。

5 相談体制の充実

- (1) 住民の様々な要望に対応できるよう、各種相談体制を充実します。

主要事業名
統計要覧発行事業
町勢要覧作成事業
広報・広聴活動事業



第2項 一人ひとりが高い意識を持つ

1 住民参画

目標

- 住民・事業者・行政の協働により住民参画型のまちづくりを推進し、常に新しい振興施策を模索していきます。

現状

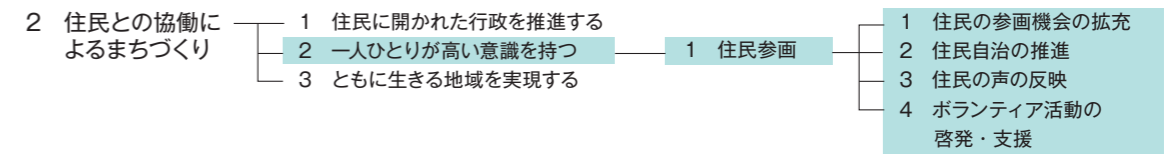
- 日々多様化する行政へのニーズに即したまちづくりを進めるため、住民と行政との有効な協働体制の構築が求められています。
- 静岡県下のNPO法人は、平成17年11月末現在、申請団体数が550団体、うち認証済みが531団体、審査中が19団体あります。
- 本町には、平成17年11月末現在、NPO法人が2団体あります。
- 施策の施行にあたり、可能なものについてはできる限り委員会や審議会、ワークショップなどを開き、住民参画を進めています。
- 既存のボランティア団体、コミュニティ活動団体など公益に資する活動を行っている団体との密接な連携が求められています。
- 町内にボランティア活動を行っている団体は多くありますが、NPO法人又は法人設立を検討している団体は、まだわずかです。

課題

- まちづくりの推進にあたっては、住民の主体的な参加を求め、得られた意見などを各施策に反映させるとともに、今後も住民参画機会の拡充と支援に努めていく必要があります。
- 住民が政策形成の段階から積極的に参画するためには、十分な情報提供と情報公開が行われることが必要です。
- 公正の確保と透明性の向上を図り、行政手続法及び行政手続条例を適切に運用するとともに、住民の声を施策に反映するパブリックコメント手続制度等の導入を検討することが必要です。
- 現在活動をしているボランティア団体に対し、継続して活動を展開していくための、団体支援・育成を行うことが必要です。
- 住民が積極的にボランティア活動に参加できる環境づくりや意識改革、活動を指導・育成していく人材の育成を行うことが必要です。



施策体系



施策の方向

1 住民の参画機会の拡充

- 多様化する住民ニーズを的確に把握して、幅広く町政に反映していくため、ホームページや意見箱の利用や、住民意識調査等を実施するなど広聴活動を充実します。
- 各種計画を策定する際には、住民参画機会の拡充するとともに、政策立案の際には、その案に対して、広く住民の意見を聞く機会を設けるように努めます。
- ワークショップや懇談会など、住民や企業などの声を聞く機会を増やし、迅速な対応を図ることができる環境をつくり、住民の声を施策へ反映することができるように努めます。
- 財政運営状況等を積極的に公表し、住民が行政に参画しやすい環境を整えるように努めます。

3 住民の声の反映

- 公正の確保と透明性の向上を図り、行政手続法及び行政手続条例を適切に運用するとともに、住民の声を施策に反映するパブリックコメント手続制度等の導入を検討します。

4 ボランティア活動の啓発・支援

- 各種のボランティア活動の支援・情報交換・連携の強化を促進し、団体を指導育成するとともに、活動しやすい環境の確立に努めます。
- 地域のボランティア活動の核となる人材の指導・育成を図るため、ボランティアコーディネーターによるボランティア教育・学習を推進します。

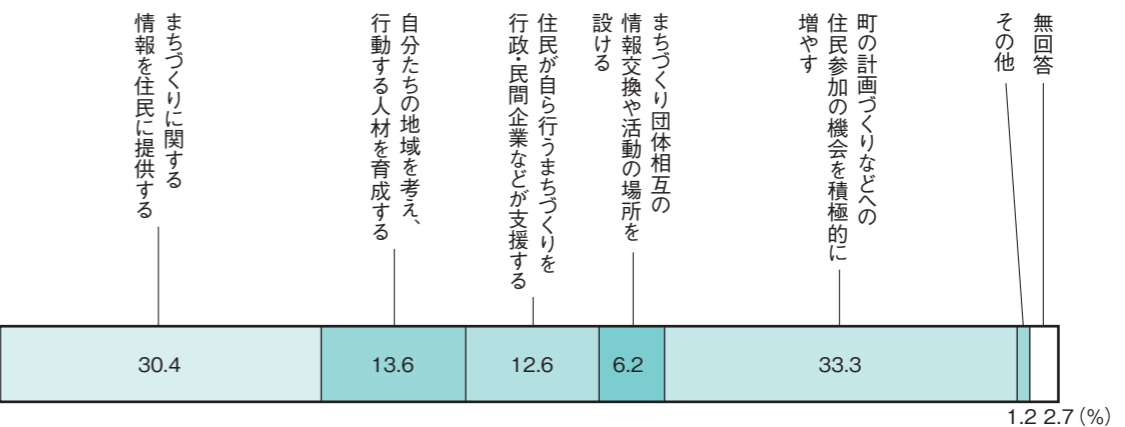
【関連「5 ボランティア活動の充実」(P55)、「5 敬老意識の高揚」(P71)】

主要事業名
住民参画推進事業

2 住民自治の推進

- 町内のNPO(民間非営利組織)等の活動把握に努めるとともに、当該組織の活動を支援する体制づくりを推進します。  
NPO(民間非営利組織)・・・社会的使命の追求を目的とし、自発的に社会的な活動を継続して行う団体のことで、法人化の有無を問いません。

■住民参画のまちづくりを活発にするには【まちづくりのアンケートから】



第3項 ともに生きる地域を実現する

1 男女共同参画

目標

- 男女がともにいきいきと暮らせるよう、男女共同参画社会づくりを推進します。

現状

- 近年、女性の社会的役割が高まっている一方、職場や家庭における男女の固定的役割分担意識は根強く残っています。
- 男女がお互いを尊重し、ともに支え合い、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成が不可欠となっています。
- DV(ドメスティック・バイオレンス)やセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの人権侵害が、社会問題となっています。
- 国では平成11年に、「男女雇用機会均等法」の改正、「男女共同参画基本法」の施行、また、「DV法」や「ストーカー防止法」など、さまざまな法整備を行っています。
- 本町では、平成13年から男女共同参画社会講演会や研修会を開催し、啓発活動を行っています。平成17年度実施の「男女共同参画に関するアンケート調査結果」においては、依然として、性別役割分担意識が根強く残っているという結果が出ています。
- 本町では、平成17年度に「吉田町男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会づくりを進めています。

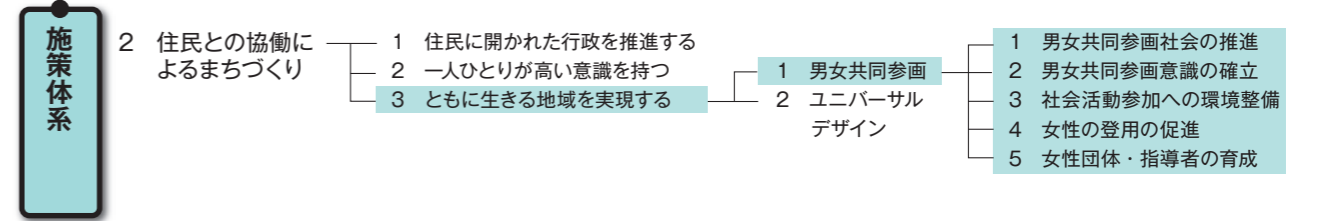
課題

- 女性は自覚と責任を持って社会に参画し、男性は家事・育児・介護などの家庭的責任を担い、お互いが補完しあい、女性も男性も充実した人生を送ることのできる男女共同参画社会の実現が必要です。
- 幼児期からの男女平等理念の浸透や、生涯学習などにおける男女共同参画社会づくりへの積極的な取り組みが必要です。
- 学校・職場・家庭・地域など、あらゆる分野において、男女が共同で参画していくことが必要です。
- 男女が社会の対等なパートナーとして、政策・方針決定に参画することが必要です。
- 女性が社会に参加しやすい環境づくりへの支援が必要です。
- 「吉田町男女共同参画プラン」に沿った施策を推進する必要があります。



**ドメスティック・バイオレンス**：配偶者・パートナーからの身体的・精神的な暴力のこと。単に殴る・蹴る等の身体的暴力だけでなく、威嚇・無視・行動の制限など、心理的な苦痛を与えることも含まれる。

**セクシュアル・ハラスメント**：性的な言動に対する相手方の反応によって不利益を与え、また性的な言動により相手方の生活や環境を害すること。



施策の方向

1 男女共同参画社会の推進

- (1) 「吉田町男女共同参画プラン」に沿った施策を推進します。  
【関連「8 差別のない社会の実現」(P56)】

2 男女共同参画意識の確立

- (1) 学校・職場・家庭・地域など、あらゆる分野における制度、慣行の見直し、意識の改革等、実質的な男女共同参画社会づくりに向けた住民の理解と意識啓発のため、講演会や学習会などの機会の充実と情報の提供に努めます。
- (2) 「男女共同参画」に対する意識実態調査を定期的実施し、状況の把握と問題の解決に向けた情報の収集・分析と提供に努めます。
- (3) ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなどが、人権の侵害であることを広く住民に啓発し、根絶に努めます。  
【関連「8 差別のない社会の実現」(P56)、「3 働く女性の環境整備」(P197)】

3 社会活動参加への環境整備

- (1) 働く女性や子育て中の女性への支援として、保育対策推進事業を推進し、女性が社会活動へ参加しやすい環境づくりに努めます。
- (2) 高齢化社会に対応した介護や看護の方法を家族が学ぶ機会を提供します。
- (3) 雇用機会の均等確保と公平な待遇を働きかけるとともに、男女を問わず育児休暇・介護休暇などが取得しやすい環境づくりを推進します。
- (4) 家庭と仕事を両立できるよう、子育てや介護の支援体制を整備します。

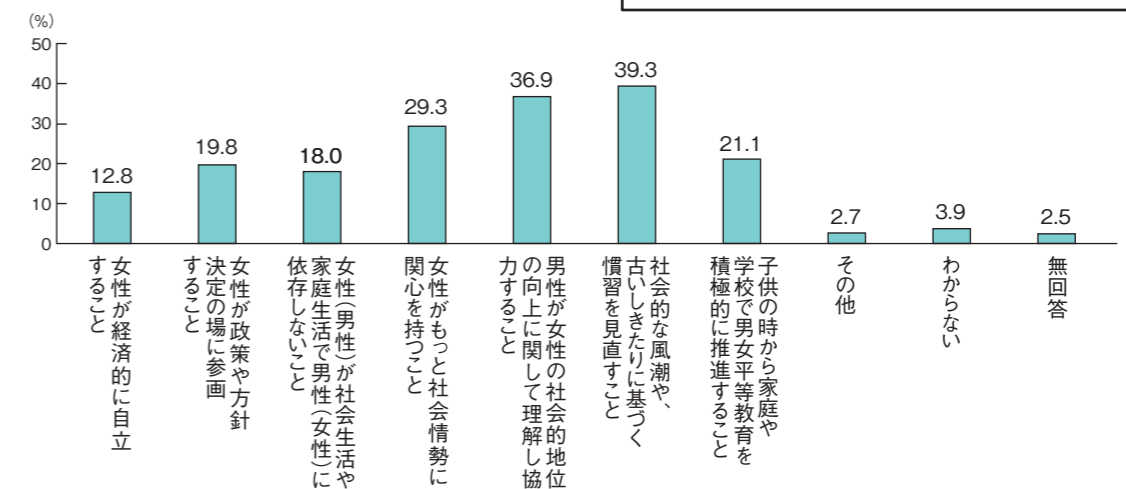
4 女性の登用の促進

- (1) 女性の意見を政策や方針の決定過程へ反映させるため、各種委員会や審議会などに女性の積極的な登用を進めます。

5 女性団体・指導者の育成

- (1) リーダー育成講座などの開催や女性の交流機会の拡充を行い、女性リーダーの育成に努めます。

男女共同参画社会を実現するには(複数回答)  
【まちづくりのアンケートから】



主要事業名
男女共同参画推進事業



第3項 ともに生きる地域を実現する

2 ユニバーサルデザイン

目 標

- 誰もが利用しやすく生活しやすい環境づくりのため、ユニバーサルデザインの考え方の普及に努めます。
- 誰もが暮らしやすいまちづくりのため、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

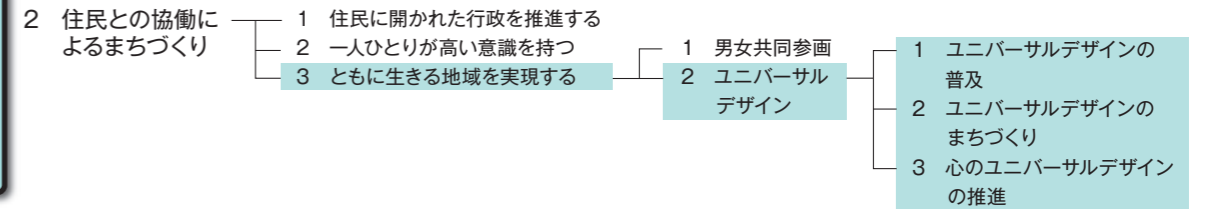
現 状

- 平成8年4月に施行された「静岡県福祉のまちづくり条例」をはじめ、平成12年には「交通バリアフリー法」の施行、平成15年4月に「改正ハートビル法」の全面施行などが相次ぎ、不特定多数の人々の利用が想定される施設では、誰もが使いやすい工夫がされ始めています。
- 誰もが安心して生活することができるように、バリアフリーを取り入れた住宅の改修や段差の解消などが進められてきました。
- これまでは、高齢者や障害者(児)などにとって、障壁(バリア)となっているものを取り除くことに主眼が置かれたバリアフリーという考え方が一般的でしたが、「誰にもやさしい」という普遍性を強調した、ユニバーサルデザインという考え方が普及してきています。

課 題

- これからのまちづくりには、高齢者や障害者(児)だけでなく、誰もが移動・外出しやすい「人にやさしいまちづくり」という普遍的な視点が必要です。
- 公的施設はもちろんのこと、民間施設においてもユニバーサルデザインの考え方に基づく整備がなされるよう指導、助言していくことが必要です。
- すべての人が互いに尊重しあい、助け合い、支えあって暮らしていける心のユニバーサルデザインを進めることが必要です。

施策体系



施 策 の 方 向

1 ユニバーサルデザインの普及

- (1) すべての人に配慮したユニバーサルデザイン(年齢・性別・国籍・障害の有無などの違いを超え、最初からすべての人が利用しやすいまちづくりやものづくりを行っていかうとする考え方)が重要であることを、広報などを通じて啓発します。

3 心のユニバーサルデザインの推進

- (1) 小・中学校などでの福祉学習や体験学習を通して、ユニバーサルデザインの考え方の普及に努めます。

主 要 事 業 名

ユニバーサルデザイン推進事業

2 ユニバーサルデザインのまちづくり

- (1) 学校などの公共施設の整備、改善にあたり、ユニバーサルデザインを取り入れた設計、施工に取り組みます。
- (2) 「ハートビル法」や「静岡県福祉のまちづくり条例」などにに基づき、民間施設のユニバーサルデザイン化に向けた意識の啓発、ユニバーサルデザイン社会の充実に努めます。
- (3) 歩道と車道の段差解消など、ユニバーサルデザイン化に努めます。

